

令和4年(2022年)9月22日

報道機関各位

市立函館保健所長

新型コロナウイルス感染症陽性者の届出等の対応について

このことについて、「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて(令和4年9月12日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部通知)」に基づき、下記のとおり本市における対応を見直しましたので、ご報告いたします。

なお、本件の適用は、令和4年9月26日発生分からとなります。

記

1 発生届の対象について

以下の4種類の者について、発生届が必要となります。

- (1) 65歳以上の者
- (2) 入院を要する者(診断日時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により入院の必要性が生じる可能性がある者も含む)
- (3) 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者
又は、重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
- (4) 妊婦

2 陽性者の支援について

- (1) 届出対象者
従来どおりの支援を行います。
- (2) 届出対象外者

陽性者に対し、医療機関から、陽性者向けリーフレット「新型コロナウイルス感染症の療養について」を配付いただき、新たに設置する療養者相談センターにおいて、健康相談や支援物資の送付等の支援を行います。

なお、自己検査による陽性者の登録は行わず、医療機関の受診を勧奨いたします。

3 その他

- ・ 対応についての詳細は、別添資料を御参照ください。
- ・ 全数把握の見直しに伴い、9月27日以降の公表数は、函館に居住・滞留している方の陽性者数から、函館市内の医療機関で発生した陽性者数に変更となります。

〔 保健予防課感染症・難病担当 〕
TEL 32-1539
FAX 32-1526

全数届出の見直しに伴う取扱いの変更について（函館市）

基本的な対応方針

●感染者の把握

有症状者については、医療機関受診による診療を原則とする
感染者の同居者に対する行政検査を継続実施する

●感染者への対応

発生届対象の感染者：従来どおり、発生届・聞き取り等により詳細な情報を把握し、入院調整・宿泊療養・健康観察・支援物資等により支援

発生届対象外の感染者：医療機関の協力により氏名等最低限の情報を把握し、必要時に迅速に支援

発生届対象者

- ①65歳以上
- ②入院を要する者
- ③基礎疾患あり、かつ、治療薬または酸素投与を必要とする者
- ④妊婦

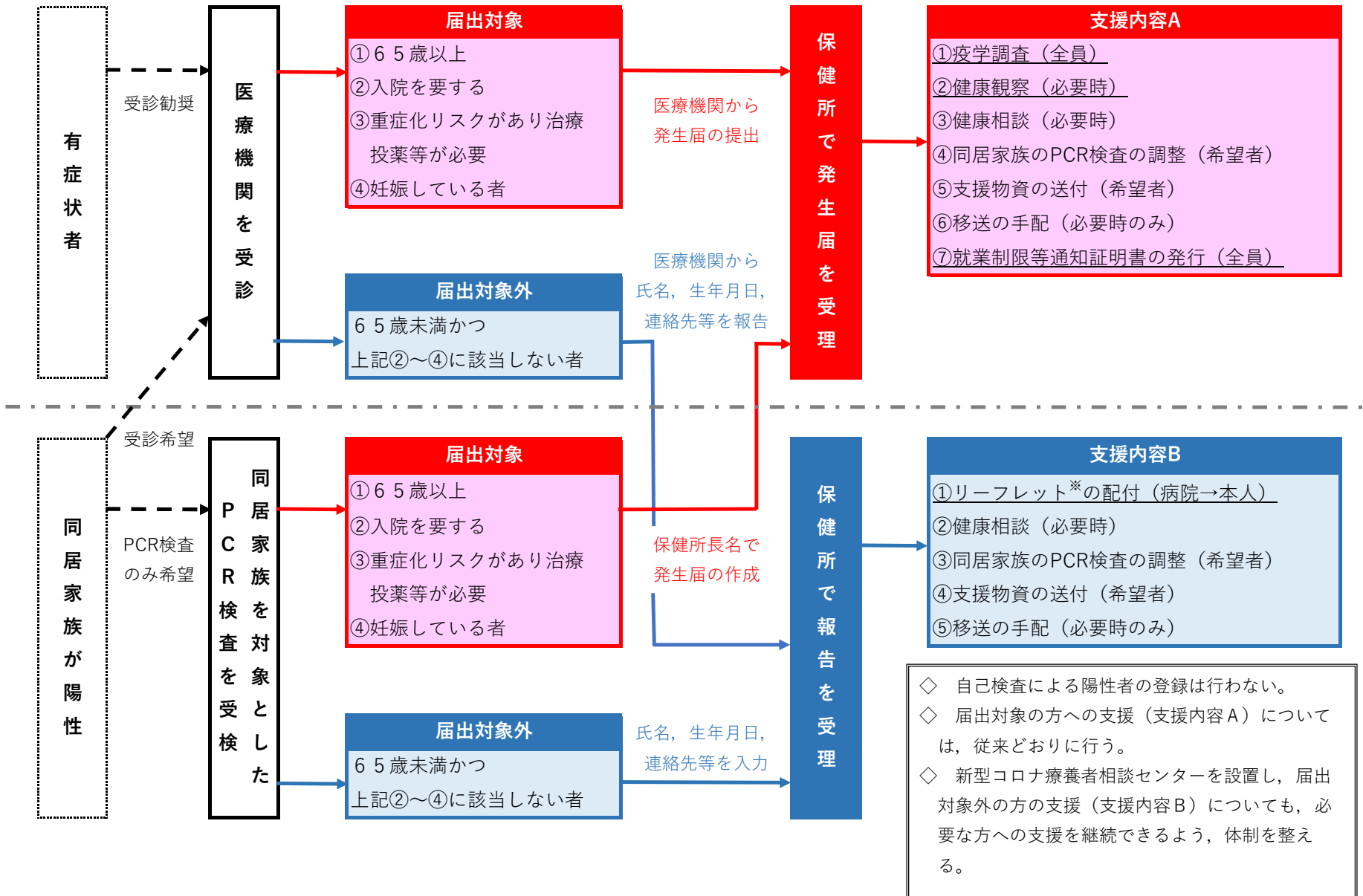
9月26日発生分
以降の対応

検査キット等での「自主検査陽性」の登録は実施しない
⇒ 自主検査陽性者には医療機関受診を要請

対応項目	（発生届対象の感染者）	（発生届対象外の感染者）
	※現在と同様の運用	※見直し後の新たな運用 （診療時にリーフレット配付）
健康観察・健康相談・急変時対応	聞き取りに基づき、療養者相談センターまたは受診・相談センターにより対応	申出により、療養者相談センターまたは受診・相談センターにより対応
宿泊療養の調整	聞き取り時に希望により調整	申出により、宿泊療養を調整
支援物資の送付	聞き取り時に状況を確認し送付	申出により、状況を確認し送付
同居者のPCR検査	聞き取り時に希望により調整	申出により、PCR検査を調整
療養証明書等の発行	療養終了確認後に全員に送付	国の方針に基づき、療養証明の発行を終了

療養者相談センター：看護師等により療養者に対する健康観察・支援等を行う ⇒ 【9/26新設】
受診・相談センター：24時間対応により、市民からの受診相談・急変時対応を行う

函館市における9月26日以降の新型コロナウイルス感染症陽性者への対応について



※ リーフレットには、療養期間、相談先、療養期間中の過ごし方、同居家族のPCR検査・支援物資について記載

新型コロナウイルス感染症の療養について

このリーフレットは、医療機関で新型コロナウイルス感染症の検査を行い、陽性となった方のうち、医療機関から保健所への届出がない方に配布しています。

保健所からは連絡を行いませんので、リーフレットの内容を確認し、ご自宅等での療養をお願いします。体調悪化時等、必要時には下記相談先にご連絡ください。

1 療養期間について

【症状のある方】

症状が出現した日（発症日）から**7日間**

※ ただし、7日目時点で発熱等の症状がある場合は、療養期間を延長することがありますので、下記、療養者相談センターにご連絡ください。

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
← 療 養 期 間 →								療 養 解 除

【症状のない方】

検査で陽性が判明した日（陽性判明日）から**7日間**

※ ただし、途中で症状が出現した場合は、さらに発症日から7日間に延長となります。

※ **5日目に検査キット**（国が承認した「対外診断用医薬品」に限る）による検査で陰性を確認した場合には、**5日間に短縮**することができます。

陽性判明日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
← 療 養 期 間 →								療 養 解 除
← 療 養 期 間 →					療 養 解 除			

検査で陰性を確認

療養証明書の発行は
終了しています

2 療養期間中の相談先について

- **療養者相談センター** ☎ 0138-32-1511（9:00～17:00）
療養期間中の生活、療養場所（ホテルや入院）、健康状態等に関する相談
- **受診・相談センター** ☎ 0120-568-019（24時間・通話料無料）
発熱症状がある方の受診等に関する相談

3 療養期間中の過ごし方



- 体調が悪化したとき等は必ず療養者相談センターにご連絡ください。
- 外出は原則禁止です。
- 無症状の方，症状が軽快してから24時間が経過した方は，生活必需品の買い出しなど必要最低限の外出は可能です。
- 療養終了後も，発症日から10日間（無症状の場合は7日間）経過するまでは，感染リスクがあります。
 - ・ 検温など自身による健康状態を確認しましょう。
 - ・ 高齢者等ハイリスク者との接触，ハイリスク施設への不要不急の訪問，感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けましょう。
 - ・ マスクの着用など，自主的な感染予防行動を徹底しましょう。



[市ホームページ](#)

4 同居家族のPCR検査について

同居家族は，感染リスクが高いため，希望者にはPCR検査を実施しています。希望する方は，右記のQRコードからお申込みください。（検査の対象者は同居家族に限る）

お申込み後，療養者相談センターから連絡をいたします。

※ スマートフォンによる申し込みが行えない方は，療養者相談センターにご連絡ください。



[PCR検査申込](#)

5 支援物資について

自宅療養をされる方のうち，買い物等の支援をしてくれる支援者・協力者のいない方で，下記のいずれかの条件に当てはまる方に対し，「自宅療養セット」（レトルト食品など）を送付いたします。

- 1人暮らしの方
- 同居家族全員が陽性の場合
- 同居家族に陰性者がいるが，買い物に行くことが困難な場合（陰性者が要介護者または子ども等）

希望する方は，右記のQRコードからお申込みください。

※ スマートフォンによる申し込みが行えない方は，療養者相談センターにご連絡ください。



[支援物資申込](#)

【医療機関記載欄】